

周南市告示58号

令和6年4月2日

住居表示を実施するため、本市の字の区域を廃止し、町の区域及び町名を新たに定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、別図1及び別図2のとおりその案を告示する。

なお、告示した案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、市長に対し、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

周南市 藤 井 律 子

